

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示

○道路の供用開始	(乙訓土木事務所)	ページ 427
○重要開発調整池の設置の完了	(京都土木事務所)	〃
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	〃
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(〃)	428
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除	(〃)	429
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅政策課)	〃

公 告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出	(中丹広域振興局)	429
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局)	430
○土地改良区役員の就退任届	(丹後広域振興局)	〃
○都市計画法に基づく工事完了	(山城北土木事務所)	431

公 営 企 業

○落札者の決定	〃
---------	---

公 安 委 員 会

○京都府道路交通規則の一部を改正する規則	432
----------------------	-----

告 示

京都府告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年6月20日から令和7年7月4日まで縦覧に供する。

令和7年6月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路 線 名 西京高槻線
- 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
向日市寺戸町中ノ段19の7から 向日市寺戸町中ノ段18の7まで	令和7年6月20日

- 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第332号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和7年6月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 重要開発調整池の所在地
京都市南区唐橋大宮尻町22番
- 重要開発調整池の所有者等の氏名及び住所
京都市教育委員会
京都市教育長 稲田 新吾
京都市中京区烏丸通三条下る饅頭屋町595番3

京都府告示第333号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府京都市土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
仕伏町急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 9 号までを順次結んだ線、標柱 9 号と 10 号を市道北白川経 2 号線沿いに結んだ線及び標柱 1 号と 10 号を府道下鴨大津線沿いに結んだ線によって囲まれた土地の区域

所 在 地	標柱
京都市左京区北白川山ノ元町69の2地先道路敷	1 号
〃 〃 〃 地蔵谷町 1 の27	2 号から 7 号まで
〃 〃 〃 〃 1 の30	8 号
〃 〃 〃 〃 1 の30地先道路敷	9 号
〃 〃 〃 仕伏町90の7地先道路敷	10号



京都府告示第334号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成 28 年京都府告示第 412 号	西明寺山 A（あ 656）	京都市左京区上高野西明寺山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

- 2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所



京都府告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西明寺山 A（あ 656）	京都市左京区上高野西明寺山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

- 2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所



京都府告示第336号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成 28 年京都府告示第 413 号	西明寺山 A（あ 656）	京都市左京区上高野西明寺山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

2 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府京都土木事務所

3 閲覧場所 京都市役所



京都府告示第337号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
公益財団法人ソーシャルサービス協会
東京都新宿区百人町四丁目 7 番 2 号
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出するこ

とができる。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
代表取締役 横山 英昭
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス東舞鶴店
舞鶴市田中町21番 2 ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
代表取締役 横山 英昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和 8 年 2 月 3 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 227平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
- ア 駐車場の収容台数
55台
- イ 駐輪場の収容台数
9 台
- ウ 荷さばき施設の面積

40.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
12.0立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ウの位置については、縦覧に供する書類に示すと
おり)

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店
時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 9 時 45 分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 10 時まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで
きる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

2 届出年月日

令和 7 年 6 月 2 日

3 縦覧場所

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和 7 年 6 月 20 日から令和 7 年 10 月 20 日まで

5 意見書の提出先

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課



大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条
第 1 項の規定による変更の届出があったので、その届出
書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周
辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい
て意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模
小売店舗立地法施行細則（平成 12 年京都府規則第 38 号）
第 8 条第 1 項に規定する書面を添えて、意見書を提出す
ることができる。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

(1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

関西文化学術研究都市センター株式会社

奈良市右京一丁目 2 番地

代表取締役社長 大森 直樹

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンプラザこすもす館

木津川市相楽台一丁目 1 番の 1 ほか

(3) 変更の内容

変更した 事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売 店舗におい て小売業を 行う者の氏 名又は名称 及び住所並 びに法人に あつては代 表者の氏名	イオンリテ ール株式会 社 千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5 番地の 1 代表取締役 井出 武美 ほか 57 業者	イオンリテ ール株式会 社 千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5 番地の 1 代表取締役 井出 武美 ほか 55 業者	令 6. 7. 26 ほか	小売業を行う 者の退店及び 出店のため

2 届出年月日

令和 7 年 5 月 27 日

3 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和 7 年 6 月 20 日から令和 7 年 10 月 20 日まで

5 意見書の提出先

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進
課



竹野郡網野町字郷土地改良区の役員の改選に伴い、土
地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定
により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出が
あった。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京丹後市網野町郷 1009	松 本 宗 憲
〃 〃 〃 1432	立 野 定
〃 〃 〃 1330	沖 野 正 和
〃 〃 〃 2257	高 谷 幸 嗣
〃 〃 〃 1322	後 藤 格 孝
〃 〃 〃 1285	松 井 克 行
〃 〃 〃 1354	藤 原 忠 夫

(2) 監事

住 所	氏 名
京丹後市網野町郷1334	引 野 博 文
〃 〃 〃 676	井 上 義 博

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京丹後市網野町郷1288	松 井 好 弘
〃 〃 〃 1413	引 野 俊 一
〃 〃 〃 2295	引 野 英 則
〃 〃 〃 1330	沖 野 正 和
〃 〃 〃 1041	高 谷 己 津 彦
〃 〃 〃 2231	引 野 司
〃 〃 〃 1432	立 野 定

(2) 監事

住 所	氏 名
京丹後市網野町郷708	引 野 年 雄
〃 〃 〃 676	井 上 義 博



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
京田辺市三山木野神28
（関連区域）
京田辺市三山木西ノ河原48の9の一部、65の1の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
亀岡市三宅町二丁目6の5 3階
有限会社楠新聞舗

公 営 企 業

京都府公営企業告示第 6 号

落札者を次のとおり決定した。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 購入物品の名称及び数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 768トン
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64
- (3) 落札決定日
令和 7 年 4 月 9 日
- (4) 落札者の名称及び所在地
前田化学株式会社京都支店
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町524番地
- (5) 落札金額
61, 248, 000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 7 年 2 月 21 日
- 2 (1) 購入物品の名称及び数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 1, 118トン
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64
- (3) 落札決定日
令和 7 年 4 月 9 日
- (4) 落札者の名称及び所在地
前田化学株式会社京都支店
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町524番地
- (5) 落札金額
54, 111, 200円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 7 年 2 月 21 日
- 3 (1) 購入物品の名称及び数量
水道用粉末活性炭 160, 000kg
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府営水道事務所総務企画課
宇治市宇治下居64
- (3) 落札決定日

令和 7 年 4 月 9 日

- (4) 落札者の名称及び所在地
前田化学株式会社京都支店
京都市中京区烏丸通二条下る秋野々町524番地
- (5) 落札金額
39,072,000円
- (6) 契約の方法
一般競争入札
- (7) 入札公告日
令和 7 年 2 月 21 日

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 20 日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第 8 号

京都府道路交通規則の一部を改正する規則

京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 一般国道307号の項中「城陽市奈島外島 1 の 3」を「綴喜郡宇治田原町大字荒木小字大地11の 1」に、

府道下鴨静原大原線	京都市左京区下鴨南芝町51先から京都市左京区下鴨半木町 1 先まで
-----------	-----------------------------------

を

府道下鴨静原大原線	京都市左京区下鴨南芝町51先から京都市左京区下鴨半木町 1 先まで
府道宇治木屋線	綴喜郡宇治田原町大字賛田小字伏谷10の 2 先から綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字池ノ首58の 1 先まで

に改め、同表府道富野荘八幡線の項の次に次のように加える。

府道山城総合運動公園城陽線	城陽市富野中之芝85の 1 先から城陽市寺田新池38の 9 先まで
---------------	-----------------------------------

別表第 1 の 2 宇治市道槇島町159号線の項の次に次のように加える。

城陽市道2389号線	城陽市富野森山31の 2 先から城陽市富野中之芝88先まで
城陽市道3001号線	城陽市富野鷺坂山83の 1 先から城陽市長池北裏132の 9 先まで

別表第 1 の 2 京田辺市道東台外島線の項の次に次のよ

うに加える。

宇治田原町道南北線	綴喜郡宇治田原町大字賛田小字伏谷10の 8 先から綴喜郡宇治田原町大字荒木小字大地10の 4 先まで
-----------	--

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。